

別表1
日常生活用具

R6.4時点

種目	対象者	耐用年数	基準額
介護・訓練 支援用具 特殊寝台 ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等…寝たきりの状態にある者	8年	154,000円
特殊マット ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害1級(常時 介護を要する者に限る。) 身体障害児…下肢又は体幹機能障害の程度が 1級又は2級(原則3才以上) 知的障害児(者)…障害の程度が重度又は最重度 難病患者等…寝たきりの状態にある者	5年	19,600円
特殊尿器 ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害1級(常時 介護を要する者に限る。) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹 機能障害の程度が1級で、常時介護 を要するもの(原則学齢児以上) 難病患者等…自力で排尿できない者	5年	67,000円
入浴担架	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助 を要する者) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級で、入浴 に介助を要する者(原則3才以上)	5年	82,400円
体位変換器 ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上(下着 交換に当たって、家族等他人の 介助を要する者に限る。) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級で、下着 交換に介助を要する者(原則学齢児以 上) 難病患者等…寝たきりの状態にある者	5年	15,000円
移動用リフト ※介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上の者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 3才以上) 難病患者等…下肢又は体幹機能に障害のある者	4年	159,000円
訓練いす ※(児)のみ	重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 3才以上)	5年	33,100円
訓練用ベット	重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 学齢児以上) 難病患者等…下肢又は体幹機能に障害のある者	8年	159,200円

種目	対象者	耐用年数	基準額
自立生活 支援用具 入浴補助用具 ※ 介護保険優先 ※ 限度額内で複数回に分けて 給付申請可	身体障害者…下肢又は体幹機能に障害を有する者 であって入浴に介助を要する者 重度障害児…下肢又は体幹機能障害を有する児童で あって入浴に介助を要する者(原則3才以上) 難病患者等…入浴に介助を要する者	8年	90,000円
便器 ※ 介護保険優先	身体障害者…下肢又は体幹機能障害2級以上の者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に下肢又は体幹機 能障害の程度が1級又は2級(原則 学齢児以上) 難病患者等…常時介護を要する者	8年	手すり無し 4,450円 手すり付き 5,400円
T字状・棒状のつえ	身体障害者…比較的障害の程度が軽度であり、歩 行補助つえの使用により歩行機能が 補完される者 身体障害児…原則として体幹機能障害を有する児 童のうち、歩行補助つえを用いれば 歩行が可能な児童	3年	木材製 2,310円 軽金属製 3,150円 ※一部夜光材付きの場合は430円を加算 ※全面夜光材付きの場合は1,260円を加算 ※外装に白色又は黄色のラッカーを使用した 場合は、273円を加算
移動・移乗支援用具 ※ 介護保険優先	身体障害者…平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 に障害を有し、家庭内の移動等にお いて介助を必要とする者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に平衡機能又は 下肢若しくは体幹機能障害を有し、 家庭内の移動等において介助を必要 とする者(原則3才以上) 難病患者等…下肢が不自由な者で、家庭内の移動等 において介助を必要とする者	8年	60,000円
頭部保護帽	身体障害児(者)…転倒により頭部を強打するおそれ のある者 知的・精神障害児(者)…障害の程度が重度又は最重 度である児童又は者であって、 てんかん発作等により頻繁に 転倒する者	3年	・スポンジ・革製(B) 15,656円 ・スポンジ・革・プラスチック製(C) 37,852円 ※(B)(C)はオーダーメイドによる製品とし、 レディメイドによる製品については、基準額 の80%の範囲内の額とする ・上記以外(A) 12,160円
特殊便器	身体障害者…上肢障害2級以上 身体障害児…上肢障害の程度が1級又は2級 (原則学齢児以上) 知的障害児(者)…障害の程度が重度又は最重度で あり、訓練を行っても自ら排便後の 処理が困難な者 難病患者等…上肢機能に障害のある者	8年	151,200円
火災警報器	身体障害者…障害等級2級以上(火災発生の感知 及び避難が著しく困難な者) 身体障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童 であって、当該手帳に身体上の障害程 度が1級又は2級で、火災発生の感知 及び避難が著しく困難な者 知的障害児(者)…障害の程度が重度又は最重度で ある児童又は者であって、火災発 生の感知が著しく困難な者 ※ いずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	15,500円

種目	対象者	耐用年数	基準額	
自立生活 支援用具	自動消火器	身体障害者…障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な者) 身体障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 知的障害児(者)…障害の程度が重度又は最重度である児童又は者であって、火災発生の感知が著しく困難な者 難病患者等…火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 ※ いずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	28,700円
	電磁調理器	身体障害者…視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 知的障害者…障害の程度が重度又は最重度である者(18才以上の者)	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者…視覚障害2級以上 重度障害児…視覚障害2級以上(原則学齢児以上)	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者…聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	10年	87,400円
種目	対象者	耐用年数	基準額	
在宅療養 等支援用具	透析液加温器	身体障害者…腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に腎臓機能障害1級又は3級の者(原則3才以上)	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器) ※ 同程度の～の場合、意見書必要	身体障害者…呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者が必要と認められる者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって呼吸機能障害3級以上、又は同程度の身体障害児が必要と認められる者(原則学齢児以上) 難病患者等…呼吸器機能に障害のある者	5年	36,000円
	電気式たん吸引器 ※ 同程度の～の場合、意見書必要	身体障害者…呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者が必要と認められる者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって呼吸機能障害3級以上、又は同程度の身体障害児が必要と認められる者(原則学齢児以上) 難病患者等…呼吸器機能に障害のある者	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者…医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000円
	視覚障害者用音声式体温計	身体障害者…視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級である者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	身体障害者…視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年	18,000円
	動脈中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病患者等…人工呼吸器の装着が必要な者	5年	157,500円
	正弦波インバーター発電機	在宅の身体障害者(児)又は難病患者等で、人口呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している者	5年	110,000円
ポータブル電源(蓄電池)	在宅の身体障害者(児)又は難病患者等で、人口呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している者	5年	67,200円	

種目	対象者	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置	身体障害者…音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 重度障害児…音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(学齢児以上)	5年	98,800円
情報・通信支援用具	身体障害者…上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級若しくは上肢機能障害が2級以上の者	5年	100,000円
点字ディスプレイ	身体障害者…視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者)	6年	383,500円
点字器	身体障害者…視覚障害2級以上 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級の者	5年	両面書真鍮板製 10,712円 両面書プラスチック製 6,798円 片面書アルミニウム製 7,416円 片面書プラスチック製 1,699円
点字タイプライター	身体障害者…視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者) 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級の者(原則として就学しているか、又は就労が見込まれる者)	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者…視覚障害2級以上 重度障害児…身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に視覚障害の程度が1級又は2級である者(原則として学齢児以上)	6年	録音・再生機能付き 85,000円 再生機能のみ 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	上に同じ	6年	99,800円

種目	対象者	耐用年数	基準額	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	身体障害者…視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 重度障害児…視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 (原則学齢児以上)	8年	198,000円
	視覚障害者用暗所視支援眼鏡	視覚障害者(難病患者等を含む)であって、夜盲又は視野狭窄等の症状を有する者で、医師の意見書等により適合が認められる者(者・児)	8年	395,000円
	視覚障害者用時計	身体障害者…視覚障害者2級以上。(原則音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者)	10年	音声式 13,300円 触読式 10,300円
	聴覚障害者用通信装置	身体障害者…聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 重度障害児…聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上)	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者…聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 重度障害児…聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	6年	88,900円
	人工喉頭	喉頭摘出者(電動喉頭は、職業上又は学校教育上真に必要な者)	-	笛式(気管カニューレを含む) 8,343円 笛式 5,150円 電動式(電池又は充電器を含む) 72,203円
	福祉電話(貸与)	難聴者若しくは外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)	-	83,300円
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能障害3級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話含む。))によるコミュニケーション等が困難な当該者の世帯及びこれに準ずる世帯)	-	7,700円
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	施設 (共同利用施設に設置することで、視覚障害者の日常生活の便宜を図る)	5年	1,030,000円
	点字図書	身体障害者…主に、点字によって情報の入手を行っている視覚障害者 重度障害者…主に、点字によって情報の入手を行っている視覚障害児	-	必要と認める額
種目	対象者	耐用年数	基準額	
排泄管理支援用具 ※のみ給付券あり	ストーマ装具	ストーマ造設者	-	・蓄便袋 8,858円/月 (一つ穴あたり) ・蓄尿袋 11,639円/月 ※1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	3歳以上であって次のいずれかに該当するもの 1. 知的障害児(者)…障害の程度が重度または最重度であって、排泄の意思表示が困難かつ常時おむつを使用している者 2. 高度の排泄機能障害者 3. 脳原性運動機能障害者かつ排泄の意思表示が困難な者	-	・紙おむつ等 12,000円/月
	取尿器	高度の排泄機能障害者	-	男性用・普通型 7,931円 男性用・簡易型 5,871円 女性用・普通型 8,755円 女性用・簡易型(採尿袋20枚を1組とする) 6,077円
住宅改修費	居室生活動作補助用具 ※ 介護保険優先	身体障害者…下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上) 重度障害児…下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上) (原則、学齢児以上) 難病患者等…下肢又は体幹機能に障害のある者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能に障害のある者) (原則、学齢児以上)	原則1回 (転居の例外あり)	200,000円

